

令和2年12月25日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対する 融資条件変更等手数料の免除対応期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

トモニホールディングスグループの香川銀行（頭取 山田 径男）は、令和2年4月15日から開始している新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者さま、個人のお客さまに対する融資条件変更等手数料の免除対応期間を下記のとおり延長しますのでお知らせいたします。

当行では、現在も新型コロナウイルス感染症により事業活動に直接又は間接的に影響を受けられた事業者さまからのご融資等に関するご相談、個人のお客さまのローンご利用・ご返済に関するご相談に迅速にお応えするため、各営業店に相談窓口を設置しておりますので遠慮なくご相談ください。

当行は、今後も地域金融機関として、地域経済の活性化・発展のため、一層の金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 免除対応期間

令和2年4月15日（水） ～ 令和3年3月31日（水）

2. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、元金返済の据置、借入期間の延長等を希望される法人、個人事業主および個人のお客さま

3. 対象手数料

項目	手数料種類	通常手数料	今回
事業者さま	条件変更手数料	5,500円（税込）	不要
	繰上返済手数料	5,500円（税込）	
	期日前返済手数料	所定の計算で算出した金額	
個人のお客さま	住宅ローンの条件変更手数料	5,500円（税込）	

以上